

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 各国のみなし配当課税の相違から生ずる問題点

1. はじめに

日本の居住者が、海外から得る一定の所得は、海外で課税されたうえで、我が国においても国内税法に基づき課税を受けます。しかし、海外から得る所得に国内税法を適用して課税する場合には、困難が生じるケースがしばしば生じます。

今回は、海外からの所得が、みなし配当として国内外で課税を受けるケースを紹介することにより、そこから生じる問題点について検討していきます。

2. みなし配当

法人の株主が下記事由により金銭等を受けた場合、その金銭等の額の合計額が当該法人の資本金等の額のうちその交付の基となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分を剰余金の配当とみなすとしています（所法 25①、法法 24①）。

- ① 合併（適格合併を除く）
- ② 分割型分割（適格分割型分割を除く）
- ③ 資本の払戻し（資本剰余金の額の減少に伴う配当のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう）又は解散による残余財産の分配
- ④ 自己株式または出資の取得（一定の取得を除く）
- ⑤ 出資の消却（取得した出資について行うものを除く）、出資の払戻し、社員その他法人の出資者の退社または脱退による持分の払戻しその他株式または出資をその発行した法人が取得することなく消滅させること
- ⑥ 組織変更（組織変更に際して当該組織変更をした法人の株式または出資以外の資産を交付したものに限り）

3. 外国法人の株式を発行会社を買取ってもらう場合の国内法の取扱い

会社が株主の請求により自己株式を取得した場合には、当該株主に交付した金額のうち、当該株主の出資割合に対応する資本金等を超える部分が、配当として課税されます（みなし配当課税）。

一方、日本の居住者が外国法人の株式を当該外国法人に買い取ってもらう場合には、国内においては、上述したみなし配当課税が行われますが、海外においても現地税法に基づく課税関係が、日本の居住者である株主に生じます。

たとえば、外資系内国法人では、従業員等に対するインセンティブ報酬プランの一つとして親会社の株式を無償又は安価にて従業員に譲渡するケースが数多くみられます。このようなプランの下において従業員等は、一定の勤務期間経過後に当該株式を時価で海外の発行会社買い取って貰うことにより、金銭的報酬を得ることができます。この場合、親会社にとっては自己株式の取得となるため、日本居住者である従業員等は、国内においては当然みなし配当課税を受けます。

しかし、海外においては、日本と同様のみなし配当課税制度を採用している国家は例外的に存在するにすぎず、買取対価のうち、配当、キャピタルゲイン、あるいは資本の払い戻しとして取り扱われる金額の算定方法は、各国税法毎に異なります。日本の従業員等は、海外での課税方法、課税対象金額に関する情報を入手できたとしても、日本においてみなし配当課税の対象となる金額を知ることは極めて困難です。したがって、当該従業員等は海外の発行法人から入手した所得区分と金額に関する情報を、そのまま日本においても適用して確定申告をしてしまう恐れがあります。



Grant Thornton

An instinct for growth™

国内税法に基づくみなし配当額を計算するにあたっては、海外親会社の財務諸表から日本の税法固有の資本金等の金額（法令 8 条）を算出できるのかが問題になります。インセンティブ報酬プランを採用している海外親会社は、大規模な会社が多く、株式の発行、自己株式の取得等を頻繁に行っていることが想定されますので、資本取引の発生状況を過去に遡ることは実質的に不可能なため、国内法上のみなし配当の金額を正確に算出するための資本金等の金額を算出することも極めて困難です。

したがって、現実的には、外国法人の財務諸表上の資本金及び資本剰余金の金額を、国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算せざるをえないと思われますが、そもそも自己株式を譲渡した従業員の出資割合を確認することにも困難が伴います。いずれにしても、納税者が安心して申告納税義務を履行できるような立法的解決が望まれます。

お見逃しなく！

多国籍企業が、グループ内の従業員に供与するインセンティブ報酬プランを考える場合には、さまざまな国に居住する従業員等の課税関係を、事前にリサーチしたうえで、その実行に移すべきではないかと考えます。